

★福石小学校 いじめ防止基本方針★

1 いじめに対する基本的な考え

いじめの問題に関する深刻な状況を踏まえ、人権の尊重と生命の畏敬を根底に、教職員一体となって取り組むことが必要である。

- (1) 全職員がいじめの問題の重大さを認識し、実態の適切な把握と措置ができるよう意識の啓発と指導力の向上に努めなければならない。
- (2) 教育課程全般を通して心の教育の推進につとめ、温かい人間的なふれあいをとおして教師と児童及び児童相互の人間関係の深化、緊密化を図り、いじめを根絶する校内指導体制の確立を図らなければならない。
- (3) 児童並びに保護者の悩みや願いを積極的に受け止められるよう、校内の教育相談体制を整備・充実する必要がある。
- (4) 家庭や地域との協議の機会や学級通信等による家庭との連携について充実を図り、これらと一体となった取組を推進しなければならない。
特に、いじめを苦にした自殺等の深刻な事態を排除するため、指導に当たっては次のことに配慮しなければならない。

①生命尊重の教育に努めること

生命の尊さや、人間の生き方についての児童の発達段階に応じて指導すること。

その指導に当たっては児童の身近な事例、体験を取り上げ具体的に深く考えさせるような指導をすること。

②児童の実態の把握と児童理解に努めること

児童の家庭、学校及び地域における生活の実態を把握し、その行動や感情の動き、悩みなどをできるだけ深く理解しておくことが大切である。

③校内の指導体制の確立を図る

学校の全職員が協力して児童の指導体制の確立を図り、教育相談の機能を充実していじめを早期に発見し、指導にあたることが大切である。

④家庭との密接な連携

児童理解のためには、家庭との協力が必要である。児童が家庭生活で悩んだり、苦しんだりしていることについては保護者と素直に話し合うような関係をつくり上げ、密接に連携して指導に当たっていく。

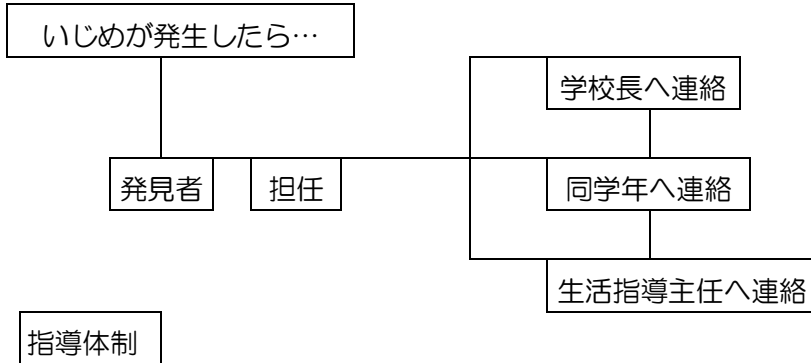
(5) 事実関係の究明といじめる児童への適切な指導を行う。

いじめる児童に心理的な疎外感、孤立感を抱かせないような教育的配慮が必要である。しかし、限度を越える場合は別途の措置を図る。

2 基本的実施事項

1. 全児童に対して、学級担任等による「個別面談」を早急に行い、場に応じた適切な指導・援助に努めること
(※「生活アンケート後」・子どもと向き合う教育週間・人権集会前)に実施)
2. 校内の「巡回指導」を計画的・組織的に行うなど、児童へのきめ細かな観察に努めること。
3. 前年度からの児童に関する引き継ぎを行い、一人一人に寄り添った指導をしていく。
4. ※心の相談「あのねポスト」を保健室前に設置し、親身になって問題の解決に当てること。
5. 「いじめ対策委員会」を設置し、学校全体での取組を強化すること。

3 校内の指導（教育相談）体制



○学校長を中心として，その指導のもとに対応を一本化する。

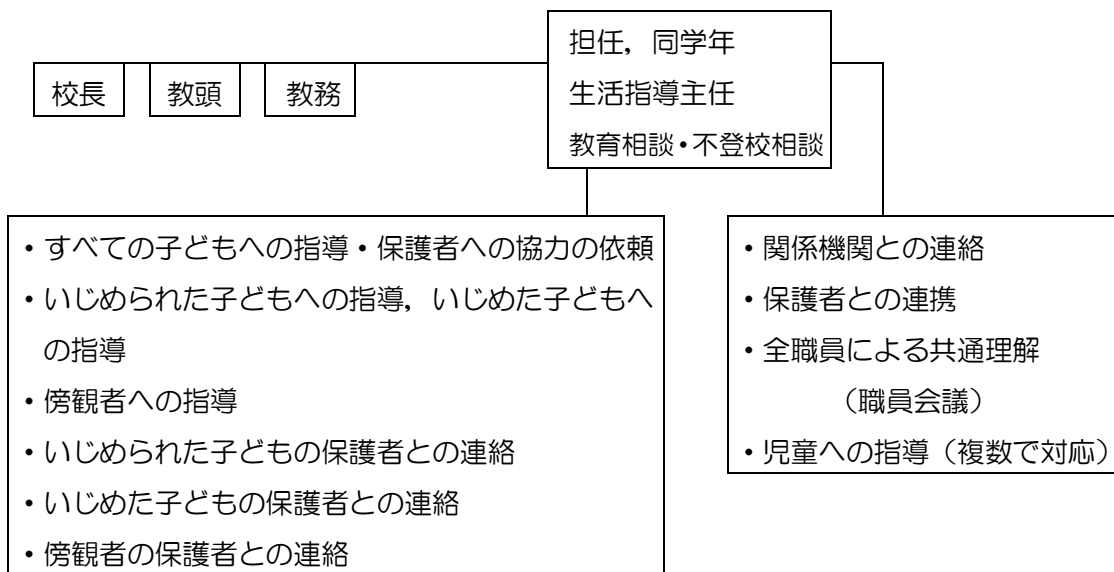
○校務分掌の組織を積極的かつ迅速に機能させるようにする。

〔いじめ対策委員会〕

〔構成〕・・・学校長，教頭，教務，生活指導主任，教育相談・不登校相談，養護教諭，該当担任

〔活動〕・・・いじめ発生時の対応

いじめに関する研修の計画，実施



4 防止対策について

- ・子どもや保護者がいつでも相談できる雰囲気を作り，信頼関係を築くようにする。
- ・教育課程全般を通して，「心，命の教育」に努める。
- ・社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い意識に立って臨み，その自覚を強くもたせる。
- ・保護者とは日頃から連絡を取り合ったり，懇談会などの場を設けたりして，いじめ問題の事の重大さと家庭教育の重要性を再認識し子どもの生活態度を見直していく。
- ・傍観者への指導も大切である。

「傍観者も加害者と同じだ。」「勇気をもって助けよう。」

「見て見ぬふりはもうやめよう。」「いじめを見たら知らせよう。」

5 早期発見の対策について

- (1) 子どもとの日常的なふれあいの機会を増やし、日頃から子どもの様子、実態をよく把握しておくこと。
- (2) 「何かおかしい」と感じたり、変わった兆候が見られる時は、本人の様子をよく観察したり、本人のプライバシーを尊重しながら、話し合ったりして調べておくこと。
- (3) 本人や保護者、他者からの連絡があったら、小さなことでも早急に念入りに対応し、いじめの事実を確認しておく。

☆学校でいじめを見つける手がかり

- ①急に遅刻が多くなる。早退が増えるとき。
- ②授業開始前に机、椅子、かばんなどが散乱しているとき。
- ③授業開始前に学用品、教科書、体操服などが隠されているとき。
- ④学用品の破損、ノートに大きな落書きがあるとき。
- ⑤日ごろ交際していない友達数人と遅れて教室に入ってくるとき。
- ⑥授業中、誤答に対して皮肉、笑い声が繰り返し起こるとき、あるいは正答に対するどよめき。
- ⑦先生から注意された児童に、クラスの視線が集中するとき。（児童のニックネームコールがあるとき）
- ⑧グループ授業でその隣に誰も座らないとき。
- ⑨1人の児童の発言に大多数の児童が反対する。これが度重なるとき。
- ⑩休み時間、清掃の時間などに1人で黙々としているとき。
- ⑪休み時間などに特別に用事もないのに職員室や保健室に出入りし、時間を過ごすとき。
- ⑫給食後、チョコレートやジャムなどで、椅子やかばんなどの持ち物が汚されているとき。
- ⑬顔や手足が腫れ上がっているとき。衣服が汚れ、靴跡がついているとき。
- ⑭図工、書写の授業の後に、衣服に絵の具や墨がたくさんついているとき。
- ⑮黒板の落書き、ニックネーム「〇〇〇死ね」など

☆家庭でいじめを知る手がかり

- ①学校に行きたがらない。（分離不安、親と離れたがらない）
- ②転校したいと言う。
- ③先生と友達を批判する。
- ④喜怒哀楽の変化が激しい。
- ⑤親に隠し立てをする。
- ⑥金遣いがあらくなる。
- ⑦友達からの長電話、ていねいな語調で対応する。
- ⑧服が汚れたり、体に傷があったりする。
- ⑨いたずらされ、物が壊される。
- ⑩外に遊びに出ない。
- ⑪親が学校に出入りするのを嫌う。